

独立行政法人大学入試センター問題作成部会規則

〔平成30年10月1日
規則第18号〕

改正 令和元年9月30日規則第47号
改正 令和元年12月31日規則第66号
改正 令和2年3月31日規則第81号
改正 令和4年9月30日規則第3号
改正 令和6年9月30日規則第16号

独立行政法人大学入試センター問題作成部会規則

(設置)

第1条 大学入学共通テスト企画委員会（以下「企画委員会」という。）に、大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）の問題作成に係る基本方針案の策定及び共通テストの問題作成等を行うため、問題作成部会（以下「部会」という。）を置く。

(委員)

第2条 部会は、800人以内の委員で組織し、理事長が委嘱する。

2 委員の選考等に関する事項は、別に定める。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、2年未満の任期とすることができる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、残任期間が1年に満たない場合は、1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 委員は、引き続き再任することができない。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、1年以内の任期に限り再任することができる。

(部会長等)

第4条 部会に部会長を置き、委員のうちから理事長が指名する。

2 部会長は、部会の会務を掌理する。

3 部会に2人以内の副部会長を置くことができ、委員のうちから理事長が指名する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき、又は事故があるときは第2項の職務を代行する。

(部会の招集)

第5条 部会は、理事長の求めに応じ、部会長が招集する。

(定足数及び議決)

第6条 部会は、委員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席した委員の過半数

で決し可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(部会の運営)

第7条 部会は、非公開で行う。

(臨時委員)

第8条 部会に、委員のほか特別な事項について調査審議を行うため、臨時委員を置くことができ、理事長が委嘱する。

- 2 臨時委員の選考等に関する事項は、別に定める。
- 3 臨時委員の任期は、委嘱した年度の末日までとする。
- 4 臨時委員は、部会長の要請に応じて部会に出席し、必要な意見を述べるができる。ただし、臨時委員は、部会の定足数に含まない。
- 5 臨時委員は、議決に加わることができない。

(秘密保持)

第9条 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の氏名は、問題作成に関与した試験が実施される日の属する年度の末日まで、秘匿するものとする。

- 2 委員等は、委員等としての職務を遂行する上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 理事長は、前項に違反する行為が存在する疑いがある場合には、分科会長に対し必要な措置をとることを命ずるとともに、試験・研究統括官に調査を命ずることができる。また、調査結果に基づき違反行為が認定された場合は、その行為の態様に応じて、関係機関への通報、委員等への損害賠償の請求、被害拡大の防止などの必要な措置を講ずる。

(解嘱)

第10条 委員等が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これを解嘱する。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - 二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合
- 2 理事長は、委員等が委員等としての職務を遂行する上での義務違反その他委員等たるに適しない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。なお、機関から派遣された委員等にあつては、解嘱の際、その理由を当該委員等の所属機関の長に報告する。

(分科会)

第11条 部会に、次表のとおり教科・科目等別問題作成方針分科会（以下「方針分科会」という。）を置く。

分科会の名称	分担事項
国語問題作成方針分科会 地理問題作成方針分科会	『国語』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検 『地理総合、地理探究』、『地理総合／歴史総合／公共』の地理総合部分の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検

歴史問題作成方針分科会	『歴史総合，日本史探究』及び『歴史総合，世界史探究』、 『地理総合／歴史総合／公共』の歴史総合部分の問題の 作成に係る基本方針案の策定及び点検
公民問題作成方針分科会	『公共，倫理』及び『公共，政治・経済』、『地理総合 ／歴史総合／公共』の公共部分の問題の作成に係る基本 方針案の策定及び点検
数学Ⅰ問題作成方針分科会	『数学Ⅰ，数学A』及び『数学Ⅰ』の問題の作成に係る 基本方針案の策定及び点検
数学Ⅱ問題作成方針分科会	『数学Ⅱ，数学B，数学C』の問題の作成に係る基本方 針案の策定及び点検
物理問題作成方針分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の物理基 礎部分及び『物理』の問題の作成に係る基本方針案の策 定及び点検
化学問題作成方針分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の化学基 礎部分及び『化学』の問題の作成に係る基本方針案の策 定及び点検
生物問題作成方針分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の生物基 礎部分及び『生物』の問題の作成に係る基本方針案の策 定及び点検
地学問題作成方針分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の地学基 礎部分及び『地学』の問題の作成に係る基本方針案の策 定及び点検
英語問題作成方針分科会	『英語』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
ドイツ語問題作成方針分科会	『ドイツ語』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び 点検
フランス語問題作成方針分科 会	『フランス語』の問題の作成に係る基本方針案の策定及 び点検
中国語問題作成方針分科会	『中国語』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点 検
韓国語問題作成方針分科会	『韓国語』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点 検
情報問題作成方針分科会	『情報Ⅰ』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点 検
特別問題作成方針分科会	障害のある者のための問題の作成に係る基本方針案の 策定

2 方針分科会に、次表のとおり教科・科目等別問題作成分科会（以下「問題作成分科会」

という。)を置く。

分科会の名称	分 担 事 項
国語問題作成分科会	『国語』の問題の作成
地理問題作成分科会	『地理総合, 地理探究』、『地理総合／歴史総合／公共』
	の地理総合部分の問題の作成
歴史問題作成分科会	『歴史総合, 日本史探究』及び『歴史総合, 世界史探究』、
	『地理総合／歴史総合／公共』の歴史総合部分の問題の
	作成
公民問題作成分科会	『公共, 倫理』及び『公共, 政治・経済』、『地理総合
	／歴史総合／公共』の公共部分の問題の作成
数学Ⅰ問題作成分科会	『数学Ⅰ, 数学A』及び『数学Ⅰ』の問題の作成
数学Ⅱ問題作成分科会	『数学Ⅱ, 数学B, 数学C』の問題の作成
物理問題作成分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の物理基
	礎部分及び『物理』の問題の作成
化学問題作成分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の化学基
	礎部分及び『化学』の問題の作成
生物問題作成分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の生物基
	礎部分及び『生物』の問題の作成
地学問題作成分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の地学基
	礎部分及び『地学』の問題の作成
英語問題作成分科会	『英語』の問題の作成
ドイツ語問題作成分科会	『ドイツ語』の問題の作成
フランス語問題作成分科会	『フランス語』の問題の作成
中国語問題作成分科会	『中国語』の問題の作成
韓国語問題作成分科会	『韓国語』の問題の作成
情報問題作成分科会	『情報Ⅰ』の問題の作成
特別問題作成分科会	障害のある者のための問題の作成

- 3 方針分科会及び問題作成分科会（以下併せて「分科会」という。）に属する委員等は、理事長が指名する。
- 4 委員等が分科会に属する期間は、委員等の任期の範囲で理事長が定める。
- 5 部会長は、必要に応じ、分科会に専門分科会を置くことができる。
- 6 各分科会及び各専門分科会（以下併せて「分科会等」という。）は、別に定める番号によって呼称する。

（分科会長等）

第12条 各分科会に分科会長を置き、理事長が指名する。

- 2 分科会長は、分科会の会務を掌理し、分科会の委員に必要な指導及び助言を行う。

- 3 各分科会に副分科会長を置くことができ、理事長が指名する。
- 4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長が欠けたとき、又は事故があるときは第2項の職務を代行する。

(分科会の召集)

第13条 分科会は、分科会長が招集する。

(専門分科会長等)

第14条 専門分科会に、専門分科会長を置き、理事長が指名する。

- 2 専門分科会長は、専門分科会の会務を掌理し、専門分科会の委員に必要な指導及び助言を行う。
- 3 専門分科会に、副専門分科会長を置くことができ、理事長が指名する。
- 4 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長が欠けたとき、又は事故があるときは第2項の職務を代行する。

(専門分科会の招集)

第15条 専門分科会は、専門分科会長が招集する。

(分科会長会議)

第16条 部会に、共通テストの問題作成の基本方針案その他試験問題に関する重要事項を審議するため、分科会長会議を置く。

- 2 分科会長会議は、各分科会の分科会長及び副分科会長、各専門分科会の専門分科会長及び副専門分科会長で構成する。
- 3 分科会長会議は、部会長が召集する。
- 4 分科会長会議の議決は、部会の議決とすることができる。
- 5 第6条の規定は、分科会長会議に準用する。

(合同分科会)

第17条 分科会等は、共通テストの問題作成に関し必要な場合は、他の分科会等と合同の会議(以下「合同分科会」という。)を開くことができる。

- 2 合同分科会は、分科会等の分科会長及び専門分科会長(以下併せて「分科会長等」という。)の求めに応じ、部会長が召集する。
- 3 その他合同分科会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(検討結果等の報告)

第18条 各分科会長等は、検討結果又は検討経過を企画委員会に報告する。ただし、特定の事項については直接理事長に報告する。

- 2 各分科会長等は、理事長から問題点検第一部会及び問題点検第二部会による共通テストの問題に係る点検結果等の報告を受けた場合、各分科会等において検討のうえ、その結果を理事長に報告する。

(新教育課程試験問題調査研究特別部会及びC B T活用検討部会との連携)

第19条 部会は、問題作成に係る基本方針案の策定等を行うに当たって、新教育課程試験問題調査研究特別部会及びC B T活用検討部会と緊密に連携する。

(庶務)

第20条 部会の庶務は、事業第二課において処理する。

(試験問題作成業務の監督)

第21条 理事長は、試験問題作成に係る分科会を適切に運営するため必要があると認めるときは、当該分科会長に対し、改善に必要な措置をとることを求めることができる。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、平成33年3月31日までとすることができる。
- 3 第3条第4項本文の規定にかかわらず、第11条第2項に掲げる韓国語問題作成分科会及び特別問題作成分科会にあっては、当分の間、一期2年に限り再任することができる。

附 則 (令和元年9月30日)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月31日)

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月30日)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年3月31日までの間における第11条第1項の適用については附則別表第1、第11条第2項の適用については附則別表第2のとおりとする。なお、これらの表において科目名に「旧」を付している科目は、高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）に対応した科目を表す。

附則別表第1

分科会の名称	分 担 事 項
国語問題作成方針分科会	『国語』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
地理問題作成方針分科会	『旧地理A』及び『旧地理B』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
新地理問題作成方針分科会	『地理総合、地理探究』、『地理総合／歴史総合／公共』の地理総合部分の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
日本史問題作成方針分科会	『旧日本史A』及び『旧日本史B』の問題の作成に係る

世界史問題作成方針分科会	基本方針案の策定及び点検 『旧世界史A』及び『旧世界史B』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
新歴史問題作成方針分科会	『歴史総合, 日本史探究』及び『歴史総合, 世界史探究』、 『地理総合／歴史総合／公共』の歴史総合部分の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
現代社会問題作成方針分科会	『旧現代社会』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
倫理問題作成方針分科会	『旧倫理』、『旧倫理, 旧政治・経済』の旧倫理部分の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
政治・経済問題作成方針分科会	『旧政治・経済』、『旧倫理, 旧政治・経済』の旧政治・経済部分の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
新公民問題作成方針分科会	『公共, 倫理』及び『公共, 政治・経済』、『地理総合／歴史総合／公共』の公共部分の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
数学Ⅰ問題作成方針分科会	『数学Ⅰ, 数学A』、『数学Ⅰ』、『旧数学Ⅰ』及び『旧数学Ⅰ・旧数学A』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
数学Ⅱ問題作成方針分科会	『数学Ⅱ, 数学B, 数学C』、『旧数学Ⅱ』及び『旧数学Ⅱ・旧数学B』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
簿記・会計問題作成方針分科会	『旧簿記・会計』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
情報・情報関係基礎問題作成方針分科会	『情報Ⅰ』、『旧情報』及び『旧情報関係基礎』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
物理問題作成方針分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の物理基礎部分及び『物理』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
化学問題作成方針分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の化学基礎部分及び『化学』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
生物問題作成方針分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の生物基礎部分及び『生物』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
地学問題作成方針分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の地学基礎部分及び『地学』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検

英語問題作成方針分科会	定及び点検 『英語』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
ドイツ語問題作成方針分科会	『ドイツ語』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
フランス語問題作成方針分科会	『フランス語』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
中国語問題作成方針分科会	『中国語』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
韓国語問題作成方針分科会	『韓国語』の問題の作成に係る基本方針案の策定及び点検
特別問題作成方針分科会	障害のある者のための問題の作成に係る基本方針案の策定

附則別表第2

分科会の名称	分担事項
国語問題作成分科会	『国語』の問題の作成
地理問題作成分科会	『旧地理A』及び『旧地理B』の問題の作成
新地理問題作成分科会	『地理総合, 地理探究』、『地理総合／歴史総合／公共』の地理総合部分の問題の作成
日本史問題作成分科会	『旧日本史A』及び『旧日本史B』の問題の作成
世界史問題作成分科会	『旧世界史A』及び『旧世界史B』の問題の作成
新歴史問題作成分科会	『歴史総合, 日本史探究』及び『歴史総合, 世界史探究』、『地理総合／歴史総合／公共』の歴史総合部分の問題の作成
現代社会問題作成分科会	『旧現代社会』の問題の作成
倫理問題作成分科会	『旧倫理』、『旧倫理, 旧政治・経済』の旧倫理部分の問題の作成
政治・経済問題作成分科会	『旧政治・経済』、『旧倫理, 旧政治・経済』の旧政治・経済部分の問題の作成
新公民問題作成分科会	『公共, 倫理』及び『公共, 政治・経済』、『地理総合／歴史総合／公共』の公共部分の問題の作成
数学Ⅰ問題作成分科会	『数学Ⅰ, 数学A』、『数学Ⅰ』、『旧数学Ⅰ』及び『旧数学Ⅰ・旧数学A』の問題の作成
数学Ⅱ問題作成分科会	『数学Ⅱ, 数学B, 数学C』、『旧数学Ⅱ』及び『旧数学Ⅱ・旧数学B』の問題の作成
簿記・会計問題作成分科会	『旧簿記・会計』の問題の作成
情報・情報関係基礎問題作成分科会	『情報Ⅰ』、『旧情報』及び『旧情報関係基礎』の問題の作成

物理問題作成分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の物理基礎部分及び『物理』の問題の作成
化学問題作成分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の化学基礎部分及び『化学』の問題の作成
生物問題作成分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の生物基礎部分及び『生物』の問題の作成
地学問題作成分科会	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』の地学基礎部分及び『地学』の問題の作成
英語問題作成分科会	『英語』の問題の作成
ドイツ語問題作成分科会	『ドイツ語』の問題の作成
フランス語問題作成分科会	『フランス語』の問題の作成
中国語問題作成分科会	『中国語』の問題の作成
韓国語問題作成分科会	『韓国語』の問題の作成
特別問題作成分科会	障害のある者のための問題の作成

附 則（令和6年9月30日）

この規則は、令和6年10月1日から施行し、令和5年6月2日から適用する。